

○船橋市公有財産規則

平成26年3月31日
規則第61号

(行政財産の用途廃止)

第14条 課長は、行政財産の用途を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により、別表に定める部課の合議を経たのち、決裁責任者の決裁を受けなければならない。

- (1) 用途を廃止する行政財産の表示
- (2) 用途を廃止する理由
- (3) 用途を廃止した後の処置

(用途廃止財産の引継ぎ)

第15条 課長(財産主管課長を除く。)は、前条の決裁を受けたときは、別に定めるところにより直ちに財産主管部長に当該行政財産を引き継がなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、財産主管部長が必要であると認めるときは、引き続き当該行政財産を管理させ、又は処分させることができる。

- (1) 建物等を取り壊し、又は解体若しくは撤去をする必要があるとき。
 - (2) その他財産主管部長が管理又は処分をすることが適当でないと認められるとき。
- 2 前項の規定は、第5条第4項の規定により普通財産を財産主管部長以外の当該普通財産に密接に関連する事務又は事業を主管する部長が所管する場合において、当該事務又は事業がなくなったことに伴い当該普通財産を財産主管部長に引き継ぐ場合に準用する。
- 3 第1項の規定は、教育委員会が用途を廃止した教育財産を市長に引き継ぐ場合に準用する。